

福岡県高齢者ネットワーク推進事業 (愛の一声・友愛訪問事業)実施要領

福岡県老人クラブ連合会

(目 的)

第1条 高齢者ネットワーク推進事業(愛の一声・友愛訪問事業)は、高齢化の進展のなかで高齢者が相互に助け合い支え合う地域社会を確立するため、高齢者の相互支援活動を実施し、さらに高齢者相互支援活動の研修・連絡体制の整備を行い高齢者相互支援事業を充実させ、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）および市町村老人クラブ連合会（以下「市町村老連」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 事業は、次のとおりとする。

(1) 高齢者相互支援活動

市町村老連の高齢者相互支援活動員（以下「支援活動員」という。）が支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等の実践活動を行う。

(2) 支援活動員の研修

市町村老連は、高齢者相互支援活動員の研修を行うものとする。

(3) 支援活動を行うための連絡体制の整備

市町村老連は、支援活動に際し必要に応じ市町村、民生委員、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等関係機関との連絡、必要な情報が確保されるよう地域における高齢者相互の連絡網の整備を行う。

なお、市町村老連は、高齢者ネットワークの体系図を作成し、単位クラブ、支援活動員、要援護者、関係機関等に周知させるものとする。

(4) 支援活動に伴う関係機関との連絡、調整をする。

(支援対象者)

第4条 支援活動員の支援対象は、次の各号に掲げる概ね60歳以上の者とする。

- (1) 一人暮らしの高齢者
- (2) 高齢者夫婦のみの者
- (3) 家族がいても昼間援助が必要な高齢者

2 市町村老連は、単位クラブ毎に前項各号に該当する高齢者を常に把握しておくものとする。

(支援活動員)

第5条 市町村老連会長は、この事業の趣旨を理解し協力を希望する老人クラブ会員をもって支援活動員とする。

- 2 市町村老連は、原則として単位老人クラブごとに若干名の支援活動員を選任する。
- 3 市町村老連は、支援活動員の研修を行う。

(リーダー等養成講座の受講)

第6条 市町村老連は、県老連が実施する福岡県高齢者ネットワーク推進事業(愛の一声・友愛訪問事業)推進のためのリーダー等養成講座(以下「養成講座」という。)に参加することができる。

- 2 養成講座の科目は、概ね次に掲げるものとする。
 - (1) 高齢者の福祉に関すること
 - (2) ボランティア活動等の地域活動・社会参加に関すること
 - (3) 高齢者の健康管理に関すること
 - (4) 高齢者の介助技術に関すること
- 3 受講料
 - (1) 受講料は、無料とする。
 - (2) 受講旅費は、市町村老連の負担とする。

(支援活動員の登録証)

第7条 県老連は、市町村老連からの要請に基づき、支援活動員に「支援活動員登録証」を交付する。

- 2 県老連は、支援活動員登録証交付台帳を整備し管理する。

(登録期間)

第8条 支援活動員の登録期間は、特に定めない。

(支援活動員の辞退及び補充)

第9条 選任された支援活動員が辞退したい場合、その旨所属の単位老人クラブ会長を通じて市町村老連会長に申し出る。

- 2 市町村老連会長は、支援活動員の辞退により事業実施上支障がある場合、速やかに後任の支援活動員の補充に努めるものとする。

(支援活動の内容)

第10条 支援活動員の行う活動は、概ね次の各号に掲げることとする。

- (1) 話し相手・相談相手(この場合、内容に応じて関係機関と連絡をとる。)
- (2) 日常生活の支援……通院付き添い、代筆、買物、掃除、洗濯等
- (3) 技術・経験を生かした支援……障子の張替、繕い物等
- (4) その他……上記以外の簡単な支援

(支援活動の実施)

第11条 支援活動の要請は、市町村老連が行うものとする。

- 2 申込みを受けた市町村老連は、速やかに単位老人クラブに連絡のうえ、支援活動を実施するものとする。
- 3 支援活動の要請がない場合であっても、単位老人クラブ会長もしくは支援活動員が必要と認める場合は、市町村老連会長または単位老人クラブ会長と連絡調整のうえ、支援活動を実施することができる。
- 4 支援対象者宅訪問に際しては、原則として複数とする。

(支援活動の時間)

第12条 支援活動時間は、原則として昼間とし概ね2時間以内とする。

(費用の負担)

第13条 支援活動員の活動に要する費用については、原則として無料とする。

(活動上の遵守事項)

第14条 支援活動員は、活動にあたっては次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援対象世帯の人権を尊重すること
- (2) 支援対象世帯のプライバシーを尊重すること
- (3) 支援活動上知り得た秘密を口外しないこと

(傷害保険等への加入)

第15条 高齢者相互支援事業に参加活動する支援活動員は、傷害保険等に加入するものとする。

2 前項の支援活動員については、賠償責任保険の加入に努めることとする。

(関係機関・団体との協力体制の整備)

第16条 市町村老連は、支援活動事業の実施に際し、市町村・民生委員・福祉事務所・保健所・保健福祉環境事務所・社会福祉協議会・自治会・町内会・在宅介護センター・地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し、協力体制を保ち必要な情報が確保されるよう地域における高齢者相互連絡網の整備を行う。

なお、市町村老連は、高齢者ネットワークの体系図を作成し、単位クラブ・支援活動員・要援護者および関係機関等に周知させるものとする。

(補助金の交付)

第17条 県老連は、この事業に対する助成金を市町村老連に交付するものとする。

(経 理)

第18条 県老連および市町村老連は、事業に関わる収入および支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係書類および帳簿等は、事業完了後5年間、整備・保存しなければならない。

(実績報告書の提出)

第19条 市町村老連は、高齢者ネットワーク推進事業(愛の一声・友愛訪問事業)実績報告書(別紙様式1)を毎年度末(3月31日)にとりまとめ、4月15日までに県老連に提出すること。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年1月7日から適用する。